

# 新個人所得税法施行から 3 年一経過措置の延長について

2022 年 1 月  
第 1 号

## 概要

2018 年に改正された「中華人民共和国個人所得税法」(以下「新個人所得税法」)の全面施行の初期において、中央政府財務・税務部門が一連の段階的政策を打ち出し、一部の個人所得税優遇政策の円滑な継続を確保すると同時に、総合所得に係る確定申告の有効な徴収管理を模索することを明確にしました。2021 年末までに、これらの段階的政策は全て期限を迎える予定であり、2022 年以降の政策動向に大きな関心が集まっています。

2021 年 12 月 31 日、財政部及び国家税務総局は「年一回賞与等、個人所得税優遇政策施行の延長継続に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2021]42 号、以下「42 号公告」)及び「外国籍個人手当等、関連個人所得税優遇政策施行の延長継続に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2021]43 号、以下「43 号公告」)を共同で公布し、2021 年末で期限の到来する個人所得税の段階的政策、並びに現行の関連政策を全て延長継続することを明確にしました。

本稿では、個人所得税政策の延長継続に関する詳細と要点を簡易にまとめ、皆様に共有いたします。

## 詳細

新個人所得税法の全面施行後の段階的政策には、主に**個人所得税優遇政策**と**総合所得に係る確定申告徴収管理政策**の 2 種類が含まれており、それぞれ「財政部、国家税務総局による個人所得税法改正後の関連優遇政策継続の問題に関する通知」(財税[2018]164 号、以下「164 号通達」)<sup>1</sup>及び「財政部、国家税務総局による個人所得税総合所得に係る確定申告関連政策の問題に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2019]94 号、以下「94 号公告」)<sup>2</sup>に規定されています。

### 個人所得税優遇政策の延長継続

164 号通達で明確にされた新個人所得税法施行後の優遇政策には、長期政策と段階的政策の両方が含まれます。このうち、年一回賞与、上場企業ストックインセンティブ及び外国籍個人手当に係る政策は 3 年間(即ち、2019 納税年度から 2021 納税年度まで)の経過期間を設けるとされていました。42 号公告と 43 号公告によると、上述の政策は延長される期間は異なるものの、いずれも延長継続することが規定されています。その概要は下表のとおりです。

	164号通達		42号公告及び43号公告
	段階的政策 (2019年～2021年)	2022年以降	段階的政策 延長継続
年一回賞与	個別課税計算、もしくは総合所得と合算して課税計算することを選択できる。	総合所得と合算して課税計算する。	2年間(即ち、2023年まで)延長継続する。
上場企業ストックインセンティブ	個別課税計算	別途規定する。	1年間(即ち、2022年まで)延長継続する。
外国籍個人手当	住宅手当、子女教育費、語学研修費について、専項付加控除又は外国籍個人手当免税政策のいずれかの享受を選択できる。	住宅手当、子女教育費、語学研修費については専項付加控除政策のみを適用する。	2年間(即ち、2023年まで)延長継続する。

注: 164号通達の上述の政策は、中国税務上の居住者個人に適用する。

### 総合所得に係る確定申告義務免除政策の延長継続

94号公告では、2種類の状況、即ち総合所得に係る年間収入が12万元を超えず、かつ追加納税が必要である場合、又は確定申告する追加納税額が400元を超えない場合については、追加納税及び年度確定申告の義務を免除するとしており、2019年度及び2020年度の両納税年度に適用されました。42号公告では当該政策の施行期限を2023年12月31日まで延長するとしており、条件を満たす居住者個人は確定申告手続免除の優遇政策を継続して享受することができます。

### まとめ

上述の164号通達と94号公告に規定された個人所得税の段階的政策の延長継続により、居住者である納税者は将来の一定期間にわたり関連優遇政策と納税徴収管理に係る簡略化の利点を継続して享受することが可能です。これと同時に、企業と個人におかれては、政策優遇の享受と税務コンプライアンスは不可分であることを意識し、特に租税徴収管理改革が継続して深化している大きな潮流の下、税務関連事項のコンプライアンス管理をさらに重視することが肝要です。上述のとおり延長継続される優遇政策を例に、重要なポイントを下記にまとめます。

**年一回賞与:** 個別課税計算の方法を適用する賞与は、「国家税務総局による個人の年一回賞与等取得に係る個人所得税計算徴収方法調整の問題に関する通知」(国税発[2005]9号)<sup>3</sup>の関連規定を満たす必要があり、当該課税計算方法は各納税者が一納税年度内において、一度しか使用できません。

**上場企業ストックインセンティブ:** 国家税務総局が2021年10月に公布した「税務領域の『放管服』(行政スリム化)改革のさらなる深化、市場主体活力の養成・刺激に係る若干の措置に関する通知」(税総征科発[2021]69号)<sup>4</sup>の中で、「ストックインセンティブに係る個人所得税管理の強化」が明確に提起されており、ストックインセンティブを実施する企業による関連資料の報告・届出要求をさらに整備・明確化しています。

企業は、ストックインセンティブに係る個人所得税徴収管理及び規制の継続的な強化に対し、積極的に対応していく必要があります。下記に対策の一例を示します。

- 既存のストックインセンティブプランについて
  - プランの初期の届出及びその後の情報・資料の報告・提出を再度チェックし、規定通り完了していることを確認する。
  - 各地税務機関の税務優遇政策享受の手続に係る見解及びプランの届出に関する具体的な要求を適時に確認し、プラン実施時の税務リスクを把握し、コンプライアンス違反の税務処理があれば、これを速やかに識別・是正する。
  - 非上場企業について、協議支配構造(例:VIE フレームワーク)を採用し、株式保有プラットフォームを通じたストックインセンティブ等、非典型的なストックインセンティブプランを実施する場合、主管税務局と協議し、関連政策の適用の可否を事前に確認する。

- **ストックインセンティブプラン中のインセンティブ案について**

- 企業は、合理的なストックインセンティブ設計手法を導入し、当該インセンティブの有効性及び関連する上場規則、並びに個人所得税法のコンプライアンス等、多角的な検討を行う必要がある。

**外国籍個人手当:** 164号通達では、外国籍居住者個人が法律規定に依拠し、専項付加控除の享受、又は現行の住宅手当、語学研修費、子女教育費等の手当免税優遇政策の享受のいずれかを選択でき、帰省費用、転勤費用、食事手当及びクリーニング代等、その他の手当については、現行の有効な免税優遇政策の規定に照らし税務処理をしなければならないことを明確にしています。

特に注意すべきは、企業は外国籍個人手当の免税優遇政策の享受に関する各地税務機関の届出要求を適時に把握し、税務審査及び監督管理時の注目点も理解しておく必要がある点です。また、企業の経営者におかれては、既存の外国籍個人手当の状況を可能な限り早期に整理し、関連する内部の裏付けとなる資料や社内制度及び管理プロセスを整備し、優遇措置享受の申請に係る真実性、合理性等、コンプライアンス要求を満たすよう提案いたします。

**総合所得に係る年度確定申告義務の免除:** 条件を満たす納税者の年度確定申告義務の免除は、納税者の負担軽減及び税金徴収効率化に資するものです。当該政策の適用は、源泉徴収義務者が法律規定に依拠し源泉徴収していることが前提とされるため、源泉徴収義務の要求緩和を意味するものではなく、企業は依然として規定された期限内に、関係する全従業員の個人所得税を漏れなく源泉徴収し、従業員、特に中低所得層の従業員が確定申告義務免除資格を享受できるようにしなければなりません。

このほか、上述の個人所得税優遇政策は延長継続が決まったものの、依然として段階的(一時的)な政策であることには変わりありません。個人所得税改革の深化に伴い、企業・個人におかれては、今後の政策動向を引き続き注視するとともに、より長期的な観点から、全体的な報酬制度の調整及び最適化について検討し、将来的に発生し得る政策の変更に対し十分な準備をしておくことが重要であるといえます。

---

## 注記

1. 「財政部、国家税務総局による個人所得税法改正後の関連優遇政策継続の問題に関する通知」(財税[2018]164号)  
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c21603684/content.html>
2. 「財政部、国家税務総局による個人所得税総合所得に係る確定申告関連政策の問題に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2019]94号)  
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5141234/content.html>
3. 「国家税務総局による個人の通年一括賞与等取得に係る個人所得税計算徴収方法調整の問題に関する通知」(国税発[2005]9号)  
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c1306/content.html>
4. 「税務領域の『放管服』改革のさらなる深化、市场主体活力の養成・刺激に係る若干の措置に関する通知」(税総征科発[2021]69号)  
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5170138/content.html>

---

## お問い合わせ

---

本稿で取り上げた問題が貴社に与える影響についてご質問等ございましたら、下記の **PwC 中国 個人所得税サービスチーム** 担当者まで随時ご連絡ください。

張健菁  
パートナー  
+ 86 (21) 2323 3031  
jane.kc.cheung@cn.pwc.com

余菲菲  
パートナー  
+ 86 (21) 2323 8767  
faye.f.yu@cn.pwc.com

曹焯  
パートナー  
+86 (10) 6533 3008  
wenny.cao@cn.pwc.com



## 全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载  
(iOS 10以上)



安卓手机下载  
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特别行政区、マカオ特别行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2022 年 1 月 10 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々々とノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍  
+86 (10) 6533 3028  
[long.ma@cn.pwc.com](mailto:long.ma@cn.pwc.com)

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト <http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

# [www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

© 2022 年 普華永道 著作権所有。普華永道 (PwC 中国) の許可なく配布することを禁じます。普華永道 (PwC 中国) とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください：[www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)。  
各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、その他のメンバーファームの作為又は不作為に対し一切の責任を負いません。



# 新个税法落地三年，解读过渡期政策获延续

二零二二年一月  
第一期

## 摘要

于 2018 年修订的《中华人民共和国个人所得税法》（以下简称“新个税法”）全面落地实施之初，财税部门出台了一系列阶段性政策，确保部分个税优惠政策顺利衔接，同时探索综合所得汇算清缴的有效征管。至 2021 年底，这些阶段性政策执行期限均已到期，此后的政策走向一度备受关注。

2021 年 12 月 31 日，财政部、国家税务总局联合发布了《关于延续实施全年一次性奖金等个人所得税优惠政策的公告》（财政部、税务总局公告[2021]42 号，以下简称“42 号公告”）和《关于延续实施外籍个人津补贴等有关个人所得税优惠政策的公告》（财政部、税务总局公告[2021]43 号，以下简称“43 号公告”），明确了即将到期的个税阶段性政策，现行相关政策均得到延续。

本期《中国税务/商务新知》将简要分享相关个税政策的延续情况及关注要点。

## 详细内容

新个税法全面实施后的阶段性政策主要包括**个税优惠政策**和**综合所得汇算清缴征管政策**两类，分别在《财政部、税务总局关于个人所得税法修改后有关优惠政策衔接问题的通知》（财税[2018]164 号，以下简称“164 号文”）<sup>1</sup>和《财政部、税务总局关于个人所得税综合所得汇算清缴涉及有关政策问题的公告》（财政部、税务总局公告[2019]94 号，以下简称“94 号公告”）<sup>2</sup>中进行了规定。

### 个税优惠政策延续

164 号文明确的新个税法实施后的优惠政策中，既包括长期性政策，也包括阶段性政策。其中，全年一次性奖金、上市公司股权激励政策和外籍个人津补贴政策是为期三年（即 2019 至 2021 纳税年度）的过渡期政策。根据 42 号公告和 43 号公告，上述政策均得到不同期限的延续，总结如下表。

	164号文		42号公告和43号公告
	阶段性政策 (2019-2021年)	2022年起	阶段性政策 延续
<b>全年一次性奖金</b>	单独计税，也可以选择与综合所得合并计税	与综合所得合并计税	延续2年，即 2022-2023纳税年度
<b>上市公司股权激励</b>	单独计税	另行明确	延续1年，即 2022纳税年度
<b>外籍个人津补贴</b>	住房、子女教育费、语言训练费 选择享受专项附加扣除或外籍个人 津补贴免税政策	住房、子女教育费、语言训练 费适用专项附加扣除政策	延续2年，即 2022-2023纳税年度

注：164号文上述政策适用于居民个人

### 综合所得汇算清缴义务免除政策延续

94号公告针对两种情形，即综合所得年收入不超过12万元且需要补税或者汇算清缴补税金额不超过400元的，免除了年度汇算清缴及补税的义务，适用于2019和2020两个纳税年度。42号公告将该政策的执行期限延续至2023年12月31日，符合条件的居民个人可以继续享受免于办理汇算清缴的优惠政策。

### 注意要点

上述164号文和94号公告中个税阶段性政策的延续，将使居民纳税人在未来一段时期内继续享受相关优惠政策和纳税征管便利化的红利。与此同时，企业和个人更需要意识到享受红利与税务合规密不可分，特别是在税收征管改革不断深化的大背景下，更应重视涉税事项的合规性管理。以上述获得延续的优惠政策为例：

**全年一次性奖金：**适用单独计税方法的奖金需符合《国家税务总局关于调整个人取得全年一次性奖金等计算征收个人所得税方法问题的通知》（国税发[2005]9号）<sup>3</sup>的相关规定，并且该计税方法每个纳税人在一个纳税年度内仅可使用一次。

**上市公司股权激励：**国家税务总局于2021年10月发布的《关于进一步深化税务领域“放管服”改革、培育和激发市场主体活力若干措施的通知》（税总征科发[2021]69号）<sup>4</sup>中，明确提出“加强股权激励个人所得税管理”，并进一步完善和明确了实施股权激励的企业资料报送要求。

企业需积极应对股权激励个税征管和监管力度的不断提升：

- 针对现有股权激励计划
  - 企业应重新审阅并确保已经依规完成计划的初始备案以及后续环节的信息资料报送；
  - 及时跟进各地税务机关对于享受税收优惠政策的执行口径及计划备案的具体要求，关注和把控方案落地实施时的税务风险，并及时发现和更正不合规的税务处理；
  - 对于非上市公司、采用协议控制架构（如VIE架构）、通过持股平台进行股权激励等非典型的股权激励方案，需要与主管税务局进一步沟通，寻求相关政策的适用空间。
- 针对计划中的股权激励方案

企业应遵循科学的股权激励设计方法论，从激励有效性及上市规则、个税合规性等多个角度加以考量。

**外籍个人津补贴：**164号文明确了外籍居民个人可以选择依规享受专项附加扣除或者现行的住房补贴、语言训练费、子女教育费等津补贴免税优惠政策。对于探亲费、搬迁费、伙食补贴及洗衣费等其他几项津补贴，则应依照现行有效的免税优惠政策进行税务处理。

特别需要注意的是，企业应该及时了解各地税务机关对于享受外籍个人津补贴免税优惠政策的备案要求，以及进行税务审查和监管时的关注点。同时，建议企业尽快梳理审阅现有的安排，完善相关的内部支持性文件、政策制度以及管理流程，以满足真实性、合理性等合规要求。

**综合所得年度汇算清缴义务免除：**免除符合条件纳税人的年度汇算清缴义务，有利于为纳税人减负并提升征纳效率。该政策的适用以扣缴义务人依法预扣缴为前提，因此并不意味着对扣缴义务的要求有所放松，企业仍需按时完成全员全额个税预扣缴，以确保员工，特别是中低收入员工，享受免除汇算义务的资格。

此外，上述个税优惠政策虽然获得延续，但仍然属于阶段性政策。随着个税改革的深化，企业和个人在持续关注未来政策发展的同时，仍需从更长期的维度，对整体薪酬制度的调整和优化进行考量，以便为未来可能的政策变化做好充分准备。

---

## 注释

---

1. 《财政部、税务总局关于个人所得税法修改后有关优惠政策衔接问题的通知》（财税[2018]164号）  
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c21603684/content.html>
2. 《财政部、税务总局关于个人所得税综合所得汇算清缴涉及有关政策问题的公告》（财政部、税务总局公告[2019]94号）  
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5141234/content.html>
3. 《国家税务总局关于调整个人取得全年一次性奖金等计算征收个人所得税方法问题的通知》（国税发[2005]9号）  
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c1306/content.html>
4. 《关于进一步深化税务领域“放管服”改革培育和激发市场主体活力若干措施的通知》（税总征科发[2021]69号）  
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5170138/content.html>



---

## 与我们谈谈

---

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道个人所得税服务团队**：

张健菁  
合伙人  
+ 86 (21) 2323 3031  
jane.kc.cheung@cn.pwc.com

余菲菲  
合伙人  
+ 86 (21) 2323 8767  
faye.f.yu@cn.pwc.com

曹炜  
合伙人  
+86 (10) 6533 3008  
wenny.cao@cn.pwc.com



## 全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载  
(iOS 10以上)



安卓手机下载  
(Android 6.0以上)

- 
- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
  - “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于2022年1月10日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙  
电话: +86 (10) 6533 3103  
[long.ma@cn.pwc.com](mailto:long.ma@cn.pwc.com)

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

# [www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

© 2022 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。